

公共工事調達基準 一覧表

【判断の基準】								
○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる以下に示す資材(材料及び機材を含む)、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。								
【配慮事項】								
○資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。								
【調達目標】								
○公共工事の構成要素である資材、建設機械等の使用に当たっては、各地域の供給状況を踏まえながら、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、以下の資材・建設機械等を使用した公共工事の調達を積極的に推進する。								
品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考	
	品目分類	品目名						
○ 資材								
21 - 1	土砂等	建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生した処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。	再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、使用を推進する。				
21 - 2		建設発生土またはその改良土	建設発生土またはその改良土であること。	使用を原則とする。			*	
21 - 3	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	使用を原則とする。				E
21 - 4		ワックス添加アスファルト混合物	舗装工事に用いるアスファルト混合物は、アスファルト工場でアスファルトに再生パラフィンを追加し、製造された製品を用いること。 ①比重:0.942、②粘度(150℃):742mPa.s、③軟化点:111.0℃、④針入度(25℃):2.1(1/10mm)、⑤融点:106℃、⑥引火点:238℃、⑦油分:0、⑧反応:中性	「アスファルト舗装合材の適用について(一部改訂)(平成25年3月26日付け土管第197号、道建第76号、道保第105号、都計第221号、都整第118号)」に従い、使用を推進する。			*	
21 - 5	路盤材	再生骨材等	コンクリート塊またはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	使用を原則とする。				E
21 - 6	小径丸太材	間伐材	間伐材であって、有害な腐れまたは割れ等の欠陥がないこと。	使用を推進する。				E
21 - 7	混合セメントおよびコンクリート	高炉セメント(生コンクリートおよび吹付けコンクリートを含む。)	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	「高炉セメント等の使用について(平成14年3月8日付け農政第477号、監第326号)」に従い、使用を原則とする。				E
21 - 8		フライアッシュセメント(生コンクリートおよび吹付けコンクリートを含む。)	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。					R
21 - 9	コンクリート製品	再生材料を用いたコンクリート二次製品(インターロッキングブロックを含む。)	別紙「コンクリート製品に係る基準」の左欄に掲げる再生材料を原料として、同表の右欄に掲げる割合以上使用されていること。	使用を原則とする。	再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。		* R	E

品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
21 - 10	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。	使用を推進する。	土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。		
21 - 11	土木用シート	再生材料を用いた土木用シート(吸出防止材、植生・防草シート)	再生材料を用いた土木用シート(吸出防止材、植生・防草シート)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトルまたは繊維製品等を原料として再生されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。	使用を推進する。			* R E
21 - 12	園芸資材	剪定枝葉たい肥	街路樹・公園樹木等の剪定枝葉を使用したたい肥であること。 別紙「園芸資材に係る基準」のとおり	施工箇所の土壌および植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を原則とする。	肥料取締法第3条及び第25条ただし書きの規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。		* R
21 - 13		パークたい肥	別紙「園芸資材に係る基準」の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。	施工箇所の土壌および植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。	肥料取締法第3条及び第25条ただし書きの規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第285号)に適合するもの。		R
21 - 14		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	別紙「園芸資材に係る基準」の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。	施工箇所の土壌および植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。	1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書きの規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。		R
21 - 15	道路照明	LED道路照明	LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。			1 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。 なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LEDモジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。	



品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
21 - 16	タイル	セラミックタイル	①原料に再生材料(別紙「タイルに係る基準」の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものであること、重金屬等有害物質の含有について問題のないこと。	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。	土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものであること、重金屬等有害物質の含有について問題のないこと。		E
21 - 17	建具	断熱サッシ・ドア	建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。		①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。	「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第235号)による。	
21 - 18	製材等	製材	①間伐材、林地残材または小径木であること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	使用を推進する。	原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。	1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的または需給上の制約がある場合とする。 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。	E
21 - 19		集成材(直交集成板を含む) 合板 単板積層材	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。		間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	4 木質または紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。	R E

品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
21 - 20	フローリング	フローリング	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材または小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材および小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	<p>1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。</p> <p>2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。</p> <p>3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。</p> <p>4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。</p>	E
21 - 21	再生木質ボード	パーティクルボード	<p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料または植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木および小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。</p>	建築工事における内装材などで、その使用を原則とする。	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木および小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460Iによる。	R E
21 - 22	繊維板	2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。				E	
21 - 23	木質系セメント板	3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。					



品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
21 - 24	ビニル系床材	ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。	工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。	JISA5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号PFに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。	
21 - 25	断熱材	断熱材	建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 ③再生資源を使用しているかまたは使用後に再生資源として使用できること。	建築工事における内外装材などで、材料の特性に配慮するとともに、オゾン層を破壊する物質が使用されていないもの及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないものの使用を原則とする。	発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。		E
21 - 26	照明機器	照明制御システム	連続調光可能なLED照明器具およびそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御および外光(昼光)利用制御の機能を有していること。	建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。			
21 - 27	変圧器	変圧器	別表「変圧器に係る基準」とおり		運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。		
21 - 28	空調用機器	吸収冷温水機	別表「吸収静穏水機に係る基準」とおり	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。			
21 - 29		水蓄熱式空調機器	別紙「水蓄熱式空調機器に係る基準」とおり				
21 - 30		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	別紙「ガスエンジンヒートポンプ式空調和機に係る基準」とおり				
21 - 31		送風機	プレミアム効率のモータが使用されていること。			1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トッランナーモータ)で規定される低圧トッランナーモータとする。 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。	
21 - 32		ポンプ	プレミアム効率のモータが使用されていること。			1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トッランナーモータ)で規定される低圧トッランナーモータとする。 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする	
21 - 33	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	建物屋内外の排水用および建物屋内の通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済の硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で、三層管においては30%以上、単層管においては80%以上であること。 ※三層管は、JIS K 9797 及びJIS K 9798 とする。 ※単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであつてかつJIS K 6741の規格を満たした排水・通気用の管(使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの)、及びAS58 とする。	建築設備工事において、建物の屋内外の排水用および建物屋内の通気用に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合には、その使用を推進する。	製品使用後に回収され、再生利用されるためのシステムが整っていること。	1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。 2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021の7.8.1.1a)2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。	

品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
21 - 34	衛生器具	自動水栓	電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。	建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。		自動水栓の判断の基準は、公共用のトイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。	E
21 - 35		自動洗浄装置およびその組み込み小便器	洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。				E
21 - 36		洋風便器	洗浄水量が8.5L/回以下であること。				
21 - 37	コンクリート用型枠	合板型枠	型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。		間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア、及びイ、に示す内容が表示されていることを確認すること。 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠したものとする。 ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マークイ. 認定・認証番号、認定団体名等 なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。 また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア、及びイ、を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。	
21 - 38	排出ガス対策型建設機械		搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分および黒煙の量が別紙「建設機械に係る基準」に掲げる値以下のものであること。	福井県土木工事共通仕様書(平成22年4月)に従い、バックホウ、トラクタショベルなどを使用する工事において、使用を原則とする。		「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分および黒煙の量を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。	

品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
21 - 39	低騒音型建設機械		建設機械の騒音の測定値が別紙「建設機械に係る基準」に掲げる値以下のものであること。	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号)」に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、掘削、積込み作業等を伴う工事において、使用を推進する。			

品目番号	重点品目		判断基準	調達目標	配慮事項	備考	参考
	品目分類	品目名					
○ 工法							
21 - 40	法面緑化工法	建設発生木材(伐根材、伐採材、枝葉等)または建設発生土を活用した法面緑化工法等(現場内利用工事)	施工現場における建設発生木材(伐根材、伐採材、枝葉等)や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する植生基材吹付工法等であること。ただし、生チップ材を基盤材の容積比で30%以上配合すること。	「木材チップを利用した植生基材吹付工等の施工について」(平成20年7月15日付け農振839土管676号)に従うこと			
21 - 41		木材チップを活用した植生基材吹付工法等(工事間流用・購入工事)	抜根材、伐採材、枝葉等を破碎した生チップ材もしくは堆肥化したものを容積比で30%以上配合した植生基材吹付工法等であること。(但し、上記工法を除く)	「木材チップを利用した植生基材吹付工等の施工について」(平成20年7月15日付け農振839土管676号)に従うこと			* R

備考)「使用を原則とする」とは、公共工事の調達に関し、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況や工事現場の地理的条件等を考慮した上で、特に調達が困難な場合を除き使用することをいう。

- \* : 国の特定調達品目でないもの
- E : エコマーク商品があるもの
- R : 福井県認定リサイクル製品があるもの

コンクリート製品に係る基準

再生材料の原料となるものの分類区分	再生材料利用率
※コンクリート製品 ガラス 陶磁器くず がれき類 繊維くず、木くずなど フライアッシュ 溶融スラグ	使用細骨材のおおむね5%以上 使用粗骨材、細骨材いずれかのおおむね40%以上 使用粗骨材、細骨材いずれかのおおむね50%以上 使用廃棄物(繊維くず、間伐材等)の容積率が10%以上 使用セメント(フライアッシュセメント)のおおむね20%以上 使用細骨材のおおむね30%以上50%未満
※インターロッキングブロック ガラスおよび陶磁器くず	おおむね40%以上

再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)に係る基準

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 廃ガラス(無色および茶色の廃ガラびんを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	前処理方法によらず対象
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化または溶融スラグ化
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象



### 園芸資材に係る基準

種類	判断基準
剪定枝葉たい肥	<p>以下の基準を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率(乾物) 70%以上</li> <li>・炭素窒素比[C/N比] 35以下</li> <li>・陽イオン交換容量[CEC](乾物) 70meq/100g以上</li> <li>・pH 5.5~7.5</li> <li>・水分 55~65%以下</li> <li>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない。</li> <li>・窒素全量[N](現物) 0.5%以上</li> <li>・りん酸全量[P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>](現物) 0.2%以上</li> <li>・加里全量[K<sub>2</sub>O](現物) 0.1%以上</li> </ul>
下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	<p>以下の基準を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率(乾物) 35%以上</li> <li>・炭素窒素比[C/N比] 20以下</li> <li>・pH 8.5以下</li> <li>・水分 50%以下</li> <li>・窒素全量[N](現物) 0.8%以上</li> <li>・りん酸全量[P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>](現物) 1.0%以上</li> <li>・アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)</li> </ul>

### タイルに係る基準

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	前処理方法によらず対象
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化または溶融スラグ化
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理方法によらず対象

建設機械に係る基準

種 類	判 断 基 準				
排出ガス対策型建設機械	○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。				
	別表1 トンネル工事中用建設機械				
	機 種	摘 要			
	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーキを装着したものを含む			
	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下			
	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く			
	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く			
	別表2 一般工事中用建設機械				
	機 種	摘 要			
	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下			
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下				
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下				
第2次基準値					
対象物質 (単位)	HC (g/kw・h)	NOX (g/kw・h)	CO (g/kw・h)	PM (g/kw・h)	黒煙 (%)
出力区分					
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。					
2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。					
○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。					
別表3 トンネル工事中用建設機械					
機 種	摘 要				
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)				
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)				
別表4 一般工事中用建設機械					
機 種	摘 要				
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)				
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式				
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの				
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ				
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン				

第1次基準値

対象物質(単位) 出力区分	HC(g/kw・h)	NO <sub>x</sub> (g/kw・h)	CO(g/kw・h)	黒煙(%)
7.5～15kw未満	2.4	12.4	5.7	50
15～30kw未満	1.9	10.5	5.7	50
30～272kw以下	1.3	9.2	5.0	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。  
2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

○建設機械の騒音の測定値が、次の表に掲げる値以下のものであること。

別表

低騒音型  
建設機械

機 種	機関出力(kw)	騒音基準値(dB)
ブルドーザー	P<55	102
	55≤P<103	105
	103≤P	105
バックホウ	P<55	99
	55≤P<103	104
	103≤P<206	106
	206≤P	106
ドラグライン クラムシエル	P<55	100
	55≤P<103	104
	103≤P<206	107
	206≤P	107
トラクターショベル	P<55	102
	55≤P<103	104
	103≤P	107
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100
	55≤P<103	103
	103≤P<206	107
	206≤P	107
パイプロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P<55	98
	55≤P<103	102
	103≤P	104
アースオーガー	P<55	100
	55≤P<103	104
	103≤P	107
オールケーシング掘削機	P<55	100
	55≤P<103	104
	103≤P<206	105
	206≤P	107
アースドリル	P<55	100
	55≤P<103	104
	103≤P	107
削岩機(コンクリートブレイカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P<55	101
	55≤P	104
コンクリートポンプ(車)	P<55	100
	55≤P<103	103
	103≤P	107
コンクリート圧砕機	P<55	99
	55≤P<103	103
	103≤P<206	106
	206≤P	107
アスファルトフィニッシャー	P<55	101
	55≤P<103	105
	103≤P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P<55	101
	55≤P	105
発動発電機	P<55	98
	55≤P	102



### 変圧器に係る基準

種 類	判 断 基 準																																														
変圧器	<p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 (配慮事項)</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p> <p>備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <p>① 絶縁材料としてガスを使用するもの ② H種絶縁材料を使用するもの ③ スコット結線変圧器 ④ 3以上の巻線を有するもの ⑤ 柱上変圧器 ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの ⑩ 風冷式又は水冷式のもの</p> <p style="text-align: center;">表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変圧器の種類</th> <th colspan="3">区 分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率の算定式</th> </tr> <tr> <th>相 数</th> <th>定格周波数</th> <th>定格容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">油入変圧器</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">単 相</td> <td style="text-align: center;">50Hz</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><math>E = 11.2S^{0.732}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60Hz</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><math>E = 11.1S^{0.725}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">三 相</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50Hz</td> <td style="text-align: center;">500kVA以下</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 16.6S^{0.696}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500kVA超</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 11.1S^{0.809}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">60Hz</td> <td style="text-align: center;">500kVA以下</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 17.3S^{0.678}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500kVA超</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 11.7S^{0.790}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">モールド変圧器</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">単 相</td> <td style="text-align: center;">50Hz</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><math>E = 16.9S^{0.674}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60Hz</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><math>E = 15.2S^{0.691}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">三 相</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50Hz</td> <td style="text-align: center;">500kVA以下</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 23.9S^{0.659}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500kVA超</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 22.7S^{0.718}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">60Hz</td> <td style="text-align: center;">500kVA以下</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 22.3S^{0.674}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500kVA超</td> <td style="text-align: center;"><math>E = 19.4S^{0.737}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。</li> <li>2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。</li> <li>3 E及びSは、次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率(単位:W) S: 定格容量(単位:kVA)</li> <li>4 表の規定は、JIS C 4304 及びC 4306 並びに日本電機工業会規格1500 及び1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器にあつては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。</li> <li>5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第71号(平成24年3月30日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。</li> </ol>	変圧器の種類	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式	相 数	定格周波数	定格容量	油入変圧器	単 相	50Hz		$E = 11.2S^{0.732}$	60Hz		$E = 11.1S^{0.725}$	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 16.6S^{0.696}$	500kVA超	$E = 11.1S^{0.809}$	60Hz	500kVA以下	$E = 17.3S^{0.678}$	500kVA超	$E = 11.7S^{0.790}$	モールド変圧器	単 相	50Hz		$E = 16.9S^{0.674}$	60Hz		$E = 15.2S^{0.691}$	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.9S^{0.659}$	500kVA超	$E = 22.7S^{0.718}$	60Hz	500kVA以下	$E = 22.3S^{0.674}$	500kVA超	$E = 19.4S^{0.737}$
変圧器の種類	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式																																											
	相 数	定格周波数	定格容量																																												
油入変圧器	単 相	50Hz		$E = 11.2S^{0.732}$																																											
		60Hz		$E = 11.1S^{0.725}$																																											
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 16.6S^{0.696}$																																											
			500kVA超	$E = 11.1S^{0.809}$																																											
		60Hz	500kVA以下	$E = 17.3S^{0.678}$																																											
			500kVA超	$E = 11.7S^{0.790}$																																											
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E = 16.9S^{0.674}$																																											
		60Hz		$E = 15.2S^{0.691}$																																											
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.9S^{0.659}$																																											
			500kVA超	$E = 22.7S^{0.718}$																																											
		60Hz	500kVA以下	$E = 22.3S^{0.674}$																																											
			500kVA超	$E = 19.4S^{0.737}$																																											

### 吸収冷温温水機に係る基準

種 類	判 断 基 準						
吸収冷温温水機	<p>○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。</li> <li>2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。</li> </ol> <p>表 冷房の成績係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">冷凍能力が186kW 未満</td> <td style="text-align: center;">1.15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷凍能力が186kW 以上</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	成績係数	冷凍能力が186kW 未満	1.15	冷凍能力が186kW 以上	1.20
区 分	成績係数						
冷凍能力が186kW 未満	1.15						
冷凍能力が186kW 以上	1.20						

氷蓄熱式空調機器に係る基準

種 類	判 断 基 準																					
氷蓄熱式空調機器	<p>①氷蓄熱槽を有していること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③冷房の成績係数が別表 3に示された区分の数値以上であること。</p> <p>備考)</p> <p>1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニットまたは氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。</p> <p>2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW 以上のものに適用する。</p> <p>3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10 時間とする。</p> <p>①氷蓄熱ユニット</p> $\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW}\cdot\text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW}\cdot\text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW}\cdot\text{h)}}$ <p>②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー</p> $\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$ <p>4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。</p> <p>5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。</p>																					
	<p>別表1 温度条件 <span style="float: right;">単位: °C</span></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">室内側入口空気条件</th> <th colspan="2">室外側空気条件</th> </tr> <tr> <th>乾球温度</th> <th>湿球温度</th> <th>乾球温度</th> <th>湿球温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">冷房</td> <td>定格冷房</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>35</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定格冷房蓄熱</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			室内側入口空気条件		室外側空気条件		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度	冷房	定格冷房	27	19	35	—	定格冷房蓄熱	—	—	25	—
				室内側入口空気条件		室外側空気条件																
			乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度																
	冷房	定格冷房	27	19	35	—																
		定格冷房蓄熱	—	—	25	—																
	<p>6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7°Cで、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。</p> <p>7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。</p>																					
	<p>別表2 温度条件 <span style="float: right;">単位: °C</span></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">室外側空気条件</th> </tr> <tr> <th>乾球温度</th> <th>湿球温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">冷却</td> <td>定格冷房</td> <td>35</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>定格冷房蓄熱</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			室外側空気条件		乾球温度	湿球温度	冷却	定格冷房	35	—	定格冷房蓄熱	25	—								
				室外側空気条件																		
			乾球温度	湿球温度																		
冷却	定格冷房	35	—																			
	定格冷房蓄熱	25	—																			
<p>8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。</p> <p>9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。</p> <p>10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。</p> <p>11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。</p>																						
<p>別表3 冷房の成績係数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氷蓄熱ユニット</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	成績係数	氷蓄熱ユニット	2.2	氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0																
区 分	成績係数																					
氷蓄熱ユニット	2.2																					
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0																					

ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に係る基準

種 類	判 断 基 準										
ガスエンジン ヒートポンプ 式空気調和 機	<p>①冷期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。</p> <p>2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。</p> <p>表 期間成績係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間成績係数 (APFp)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房能力が28kW以上35.5kW未満</td> <td>1.22以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が35.5kW以上45kW未満</td> <td>1.37以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が45kW以上56kW未満</td> <td>1.59以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が56kW以上</td> <td>1.70以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間成績係数 (APFp)	冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上	冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上	冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上	冷房能力が56kW以上	1.70以上
区 分	期間成績係数 (APFp)										
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上										
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上										
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上										
冷房能力が56kW以上	1.70以上										